

平成 27 年 10 月吉日

日本動脈硬化学会

学会賞規定

1. 日本動脈硬化学会は、わが国における動脈硬化研究進展の一助として、日本動脈硬化学会賞を設ける。
2. 学会賞の候補資格者は、当該年 4 月 1 日から締切日現在まで引き続き本学会会員であるものとする。
3. 候補者は、本学会理事、および以下の関連学会理事長もしくはそれに準ずる代表者の推薦による。関連学会は以下の 7 学会とする。
日本血管生物医学会、日本血栓止血学会、日本高血圧学会、日本循環器学会、
日本糖尿病学会、日本脳卒中学会、日本脈管学会（五十音順）
4. 推薦を受けた候補者は、所定の様式に従い、推薦用紙、履歴書、業績目録、動脈硬化学における候補者の研究の流れと業績を日本動脈硬化学会事務局に提出する。
5. 受賞者を選考するために日本動脈硬化学会賞選考委員会を設ける。選考委員会は日本動脈硬化学会学術委員会委員と理事会より推薦を受けた委員若干名の選考委員によって構成される。ただし、日本動脈硬化学会賞受賞候補者として推薦を受けたものは当該年度の選考に携わることは出来ない。このとき委員長は必要に応じ、日本動脈硬化学会会員の中から補欠の委員を選任することができる。委員は 15 名以内とする。委員長は理事長とする。
6. 選考委員会は締切日以後に会合をもち、日本動脈硬化学会学会賞受賞者 1 名以内を選考し、理事会および評議員会に報告しその承認を得るものとする。
7. 受賞者の表彰は、当該年次年度の総会において理事長が行い、表彰状および記念盾、副賞として奨励金 100 万円を贈呈する。
8. 受賞者は、当該年次年度の総会において学会賞受賞記念講演を行う。
9. 口演内容は原則として「Journal of Atherosclerosis and Thrombosis」に掲載するものとする。

1999 年 6 月 23 日制定

2002 年 2 月 2 日改定

2005 年 7 月 13 日改定

2008 年 7 月 9 日改定

2015 年 7 月 8 日改定